

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から10年3月まで

平成9年*月頃にA市役所から国民年金の知らせが届いた。当時私は学生で収入が無く国民年金保険料を納付することが困難であったため、同市役所で保険料免除の申請を行い、しばらくして適用決定の通知を受けたことを覚えている。現在の私の年金記録では、申立期間の8か月が未納期間とされているが、申請免除期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった平成9年*月に国民年金の被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できることから、申立期間当時は国民年金保険料について免除申請することは可能であった。

また、申立人は、平成9年にB大学へ入学したことに伴い、同年4月にA市へ住所を変更し一人暮らしを始めたところ、申立人が20歳となった同年*月頃に同市役所から国民年金の加入案内が住居に届き、そのことをきっかけとして、同市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行うとともに免除申請を行ったとしており、その主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間同様一人暮らしをしていた申立期間後の平成10年度及び11年度の2年間は申請免除期間（12年度は学生納付特例期間）とされていることが確認できることから、申立期間のみ免除されなかったとも考え難い。

加えて、オンライン記録によると、妹も20歳となった平成11年*月から12年3月までの期間が申請免除期間とされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

自宅にA市B区役所の人に来て、国民年金に加入することを勧められ、夫が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間について夫は納付済みとなっている。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において保険料の未納は無く、申立人の保険料を納付していたとする夫は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から25年間にわたり保険料の未納は無いことから、夫婦の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人の国民年金手帳は、昭和41年6月1日に発行され、国民年金被保険者資格は36年4月に遡って取得されていることが確認できることから、この手帳の発行日を基準とすると、申立期間のうち、39年3月以前の保険料は、時効が成立しており、特例納付制度を利用しなければ納付することはできないところ、国民年金手帳が申立人とほぼ同時期である41年2月25日に発行されている夫は、申立期間である36年4月から40年3月までの保険料を、第1回特例納付制度実施（45年7月から47年6月まで）前であり、既に時効が成立している45年1月14日に社会保険事務所（当時）に納付したことを示す納付書・領収証書を所持しており、当該期間の保険料は納付済みとされている上、当時申立人が居住していたA市と同じC県内に所在するD市の広報紙（同年6月10日発行）において、既に時効が成立している期間の保険料を第1回特例納付制度が実施される同年6月以前であっても納付できる旨が掲載され

ていることから、当時同県内の社会保険事務所では、時効が成立している期間の保険料であっても収納していたものとみられる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付日が確認できる昭和40年度（過年度）及び42年度から46年度までの期間の保険料は、夫の保険料の納付日と同一であることが確認できることから、保険料の納付意識が高かった夫が自身の保険料納付に併せて申立人の申立期間の保険料相当額を納付したとしても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和39年12月から40年3月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間とされており、制度上、重複して国民年金に加入することはできないことから、納付済期間として記録を訂正することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成元年4月まで

私は、短大卒業（昭和63年3月）後、しばらくしてから、A市役所B出張所で国民年金加入手続を行った。加入後、私は自宅に郵送されてきた納付書で国民年金保険料を何回か遡って近くの郵便局で納付したことを記憶している。納付を証明するものは無いが申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無いほか、数回にわたる住所変更及び種別変更手続を適切に行っていることから、国民年金制度への関心が高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得状況から平成3年4月頃に行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って昭和63年8月1日とする事務処理がなされたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、平成元年3月及び同年4月は過年度納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間直後の平成元年5月から3年3月までの期間の保険料が同年6月から4年11月までの間において7回にわたって過年度納付されていることが確認でき、申立人は未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれることから、前述のとおり、申立期間のうち、過年度納付が可能であった元年3月及び同年4月の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、当該期間の保険料も過年度納付したと考えても不自然ではな

い。

一方、前述のとおり、申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和63年8月から平成元年2月までの期間の保険料は、時効により納付することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月及び同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から43年2月まで

私は、会社退職（昭和42年6月末）後、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、母親が集金人に納付していたと思う。母親が不在の時は私が納付していたかもしれない。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、8か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、昭和50年11月から58年5月までの任意加入期間については定額保険料と併せて付加保険料も納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人の申立期間の保険料を納付したとする母親は、申立期間を含む昭和40年1月から60歳到達の前月までの13年余りの国民年金加入期間は全て納付済みとされていることから、申立人と同様に母親の保険料の納付意識も高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は、母親が納付し、母親が不在の時は自身が集金人に納付したとしており、A市では、昭和53年度までの保険料徴収は、集金人（国民年金推進員）による規則検認方式を採っていたことから、申立人が主張する保険料の徴収方法と一致する。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和42年7月1日として同年8月10日に払い出されていることから、このころに申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、前述のとおり、納付意識の高か

った申立人及びその母親が、国民年金の加入手続を行いながら、当該期間の保険料を集金人に納付しなかったとは考え難く、申立人又はその母親が申立期間の保険料を集金人に納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から同年7月15日まで

私は、会社名の変更はあったものの、昭和48年4月2日から51年12月31日まで継続して関連会社に勤務していたにもかかわらず、50年6月の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、A事業所からの回答、同事業所の給与計算を担当していた関連会社B社の当時の経理部長及び同事業所の複数の同僚の証言、並びに雇用保険の記録により、申立人が同事業所及びその関連会社に継続して勤務し（昭和50年6月21日にC社から同事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の総支給額及び保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A事業所は、昭和50年7月15日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、同事業所は法人であり、B社の当時の経理部長及び申立人と一緒にC社から同事業所に異動した複数の同僚は、「C社から社員10人以上と一緒に異動したので、申立期間当時、A事業所には、10人以上の社員が勤務していた。」と証言している上、オン

ライン記録により、同事業所の厚生年金保険の新規適用時に14人が厚生年金保険被保険者資格を取得した記録が確認できることから、申立期間において同事業所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録管理がなされていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を130万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において130万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月20日

ねんきん定期便により、申立期間に係る賞与の記録が欠落していることが分かった。

役員賞与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された役員賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和57年4月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、昭和56年12月から57年3月までの期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 31 日から 57 年 12 月 頃 まで
厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 56 年 12 月 31 日資格喪失となっているが、57 年 12 月 頃 まで勤務したため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 57 年 3 月の給料支払明細書及びB事業所発行のA社あての納品書（同年 4 月 15 日付け）から判断すると、申立人は、申立期間のうち、56 年 12 月 31 日から少なくとも 57 年 4 月 15 日までの期間において同社に継続して勤務していたことが認められるものの、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録では、申立人は、56 年 12 月 31 日に同社における被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和 56 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われているが、申立人及び複数の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人を含む 8 人の同社における被保険者資格喪失日は、いずれも同年 12 月 31 日とされ、当該資格喪失に係る原因が「認定全喪」と記載されており、当該 8 人に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失させる旨の処理が、社会保険事務所（当時）により、58 年 4 月 19 日付けで、56 年 12 月 31 日まで遡って処理されたことが確認できる。

また、当該被保険者原票には、申立人を含む 8 人の被保険者資格喪失日が昭和 56 年 12 月 31 日と記録されているにもかかわらず、同日後の 57 年に健康保

険証の更新が行われた旨の記録が確認できるとともに、当該同僚のうち、1人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、被保険者資格喪失日後の同年6月に、被扶養者認定及び健康保険給付費の支払が行われた旨の記録が確認できる。

以上のことから、当該「認定全喪」の処理が行われた昭和58年4月19日時点では、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められ、同日に適用事業所ではなくなった旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和56年12月31日に被保険者資格を喪失したとされる記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、上記のとおり、申立人から提出された給料支払明細書等から判断して57年4月16日であると認められる。

また、申立期間のうち、昭和56年12月から57年3月までの期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の56年11月の記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和57年4月16日から同年12月頃までの期間については、上記のとおり、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会しても回答が得られず、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できない。

また、申立人及び複数の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和57年10月の定時決定に係る記録は確認できない。

さらに、当時の複数の同僚に聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態等について証言が得られない。

加えて、申立人はA社在職中に社名がC事業所に変った旨の説明を受けたとしているが、C事業所は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、法人登記も確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年8月26日に、資格喪失日に係る記録を6年4月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月26日から同年9月1日まで
② 平成6年3月26日から同年4月26日まで

A社に勤務した平成5年8月26日から6年4月26日までの給与から8か月分の保険料が控除されているが、厚生年金保険被保険者記録は6か月となっている。2か月不足しているので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、当該給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪

失確認通知書により、事業主が申立人の資格取得日を平成5年9月1日、資格喪失日を6年3月26日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和60年9月から同年11月までは10万4,000円、同年12月は9万2,000円、61年1月から同年7月までは10万4,000円、同年8月は9万8,000円、同年9月は10万4,000円、63年6月、同年7月、同年9月及び同年11月は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から63年12月まで

ねんきん定期便を確認したところ、標準報酬月額について、給料支払明細書上の厚生年金保険料額と合致しない箇所があるため、調査の上、適正なものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和60年9月から61年9月までの期間、63年6月、同年7月、同年9月及び同年11月については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える額を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和60年9月から同年11月までは10万4,000円、同年12月は9万2,000円、61年1月から同年7月までは

10万4,000円、同年8月は9万8,000円、同年9月は10万4,000円、63年6月、同年7月、同年9月及び同年11月は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づくものを除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和61年10月から63年5月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書によると、申立人の当該期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。また、申立期間のうち、60年8月、63年8月、同年10月及び同年12月については、当該給料支払明細書によると、申立人の当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年9月から43年3月までは2万円、同年4月から同年7月までは2万4,000円、同年8月から44年3月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 16 日から 44 年 4 月 30 日まで

給与明細書は無いが、健康保険があった記憶があり、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料が給与から引かれていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社を辞めた後、縁故関係ですぐにA社に入社した。自分より半年ぐらい前に入社した同僚を覚えている。当時の仕事内容は、ずっと、午前中は旋盤工、午後からは部品のC社への運搬で、変わらなかった。」と述べているところ、A社において昭和42年4月1日から43年5月3日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる当該同僚は、「自宅から通勤していた申立人を覚えている。申立人は、部品を運搬していた。」と証言している上、同社の事業主の娘は、「申立人は、母方の親戚に当たるのでよく知っている。申立人が20歳になる前から2年近く勤務して、部品を運搬していた。」と証言していることから判断して、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人、事業主の娘及び複数の同僚は、「A社の当時の従業員数は、事業主を除いて6人から7人であった。」と回答しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、A社の被保険者数は、昭和43年3月時点に

において6人であったことが確認できることから、同社においては、全ての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと推測される。

さらに、事業主の娘は、「当時は別の会社に勤めていたので、はっきりしたことは分からないが、A社は大手企業の下請をしていたので、社会保険はきちんと入社から加入させていたはずだ。試用期間などは無かった。」と証言している。

加えて、申立人が仕事を引き継いだ前任の同僚は、A社において昭和35年6月1日から50年3月15日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年生まれの同僚の標準報酬月額及び申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年4月の記録から、42年9月から43年3月までは2万円、同年4月から同年7月までは2万4,000円、同年8月から44年3月までは3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年9月から44年3月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年4月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年4月1日まで

申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったはずだが、当該期間の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された新聞記事の日付が昭和19年3月14日であること、並びに申立人が同僚との間で交わした手紙及び葉書の申立人の住所がA社の寮であることから判断して、申立人は、申立期間以前から継続して同社に勤務していたことがうかがえるところ、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び記号番号順索引簿により、申立人の同社における被保険者資格の取得日は同年10月1日であることが確認できる。

また、申立人は、「A社在職中の昭和19年12月と20年1月に大地震があった。その後、空襲がひどくなり、身に危険を感じて仕事どころではなくなったので、同年の春先に退職の意思を会社に伝え、3月末で退職した。」と証言しており、当該説明には具体性があるとともに、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」と

いう。)については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時在職していた者を対象に復元されたものであるが、34年9月の台風により浸水し、記載事項の大半が^{にじ}滲んで判読できない状況となっている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人の申立期間における継続勤務が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年4月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月28日から46年1月1日まで
② 昭和46年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和46年1月にA社から関連会社であるB社に異動している。A社からB社に異動する間に空白期間は無く、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の複数の同僚が「申立人は、A社の金型部長であり、B社の金型工場立ち上げのために、間を空けること無くA社からB社に異動した。勤務形態及び業務内容に変更は無かった。」と証言していることから判断すると、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し(A社からB社に異動。)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、それを確認できる人事記録等の関連資料は無いものの、申立人が「昭和46年1月に異動した。」と主張していること、A社の現在の役員が「申立人は、A社に昭和45年末まで勤務し、年明けからB社に行ったと記憶している。A社グループでは今でも1月1日付けで昇格・異動を行っているので、申立人も1月1日付けで異動辞令が出たと思う。」と証言していることなどから判断して、昭和46年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社における

昭和 45 年 11 月及び B 社における 46 年 2 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社及び B 社の事業主は、不明としているが、厚生年金保険の記録における A 社の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日であり、厚生年金保険の記録における B 社の資格取得日は、雇用保険の記録における資格取得日と同じ日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 45 年 12 月 28 日を厚生年金保険の資格喪失日、46 年 2 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年10月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年10月2日まで

B社に入社後、しばらくして出征し、復員後、同社に戻り勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に昭和17年1月8日から51年4月30日まで継続して在籍し、その間、厚生年金保険(制度開始は、17年6月1日。同日から19年9月までの名称は労働者年金保険。)の被保険者であったとしているが、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録(以下「オンライン記録等」という。)では、申立人は、18年10月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した後、同年10月2日にB社C支店において被保険者資格を取得したものとされている。

しかし、申立人から提出されたB社発行の職歴証明書及び同社から提出された人事表の写しの記載から、申立人は、昭和17年1月8日から51年4月30日まで継続して同社に在籍(ただし、18年10月21日休職(応徴)、20年10月2日復職。)していたことが確認できることから、申立人のA社における資格取得日は上記休職日と一致している上、B社C支店における資格取得日は上記復職日と一致していることが確認できることから、申立人は、18年10月21日から20年10月1日までの期間は、同社に在籍したままA社に勤務していたことが推認できる。

また、D県の回答によれば、申立人は、昭和19年9月1日に陸軍に召集され、20年9月22日に復員したことが確認できるところ、当時の厚生年金保険法第59条の2により、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人が陸軍に召集されていた期間について、被保険者の資格を喪失していたとは考え難い。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災により全て焼失しており、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できるところ、同社の場合、オンライン記録等に記録されている資格喪失日は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、当該焼失のきっかけとされたE空襲の翌日の20年5月15日を資格喪失日として設定したものと考えられ、オンライン記録等における申立人の資格喪失日は、事実に即したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人の申立期間における継続勤務（申立期間のほぼ全期間が応召期間。）が推認できること、及び申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年10月2日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者台帳の昭和20年4月の記録から40円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分に言われているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年1月5日まで

A社は特に年末は忙しく、一度退職したものの、「再度来てくれ。」と頼まれ、昭和44年11月1日から同社に勤務した。年内だけ勤務する予定だったが、退職できず、引き続き勤務した。最初から保険料を控除されているのに健康保険証などをもらっていないと工場の女子事務員に言ったが、2か月間記録無しとなっており、保険料の返金もされなかった。人事・給与等の手続は本社で行っていたので、事務手続がうまくいかなかったものと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立期間当時から、正社員は入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。申立人の申立期間の厚生年金保険料も控除していたと思われる。」と回答している上、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち、回答を得られた全員が、「入社時期と厚生年金保険の加入時期は一致している。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者

原票の昭和 45 年 1 月の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについて不明としているが、厚生年金保険の記録における申立人の資格取得日は、雇用保険の記録における資格取得日と同じ昭和 45 年 1 月 5 日であり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案4867

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、平成5年4月から6年12月までは20万円、7年1月から8年3月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から8年3月まで

私は、昭和62年7月から平成8年4月までA社に勤務していた。

ねんきん定期便を見たところ、申立期間の標準報酬月額については、平成4年10月から5年3月までは20万円、同年4月以降は9万8,000円とされていることが判明したが、その間は当該記録以上の給料をもらっていたはずである。

したがって、申立期間について、標準報酬月額に係る記録を給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、申立人を含む同社の被保険者全員について、平成5年6月10日付けで、同年4月1日に遡って標準報酬月額を9万8,000円に減額変更していることが確認できる。

申立期間のうち、平成5年4月から6年12月までの期間については、申立人は、当該期間における給与額及び保険料控除額を確認できる資料を持っていないが、申立人と同様に5年4月から標準報酬月額が9万8,000円に減額されている同僚が保管している給与明細書によると、当該同僚は、当該期間において減額前の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間において減額前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間のうち、平成7年1月から8年3月までの期間については、当該同僚が保管している給与明細書によると、当該同僚の保険料控除額に見合う標準報酬月額が7年1月に17万円から22万円に引き上げられていることが確認できることから、申立人についても、当該期間において、少なくとも当該同僚と同額の22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同様の取扱いであったと認められる同僚が保管する給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、申立人についても実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年10月1日から5年4月1日までの期間については、当該同僚が保管している給与明細書によると、当該同僚の保険料控除額に見合う標準報酬月額が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できるほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年10月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月31日から22年5月1日まで

私は、昭和21年9月1日、A社B支店に試験採用となり、同年10月31日から正社員になったにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が22年5月1日とされており、申立期間が空白となっている。戦後の混乱期やA社からC社への引継ぎ等の問題が考えられるが、正社員となってから継続勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の採用辞令書及びC社から提出された労働者名簿等によれば、申立人が昭和21年9月1日からA社B支店に継続して勤務し、このうち同年9月1日から同年10月30日までは人夫として勤務し、同年10月31日からは正社員として勤務していることが認められる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる複数の同僚は、「正社員としての採用と同時に、厚生年金保険にも加入していたと思う。自分も正社員になった日と厚生年金保険の資格取得日は同じである。」と証言しており、同社では、正社員採用時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認

められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者台帳の昭和22年5月の記録から、300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としており、他に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和30年9月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和30年9月21日から31年1月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を30年9月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月21日から31年1月5日まで

私は、昭和19年10月にA社に入社し、32年3月31日まで継続して勤務した。しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る記録に、空白期間があることが分かった。

転勤はしたが、継続して給与から厚生年金保険料を控除されていたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和30年8月21日から同年9月21日までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社B支店における資格喪失日は同年8月21日とされている。

しかし、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録によると、申立人の同社同支店における資格喪失日は、同年9月21日と記録されていることが確認できる。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社同支店は、昭和30年9月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人と同様に、同社同支店で資格喪失後に同社本社で資格取得した5人の同僚の同社同支店における資格喪失日は、いずれも同年9月21日と記録されていることが確認できることから、申立人の資格喪失日に係る記録は、同年9月21日とすべきところを同年8月21日と誤って処理されたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和30年9月21日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和30年7月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和30年9月21日から31年1月5日までの期間については、申立人がA社B支店で一緒に勤務していたとする同僚の証言、及び同社C支店で経理事務に従事していた同僚の証言から判断して、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料は無いが、上述のとおり、A社B支店は、昭和30年9月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社C支店で経理事務に従事していた同僚の証言から、申立人の被保険者資格は同日をもって同社同支店から同社本社に移管されるべきところ、資格取得手続きが遅延したと考えられることから、同年9月21日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年1月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、申立人と同日の昭和31年1月5日にA社本社で資格取得した申立人を含む21人中、30年9月に同社B支店及び同社C支店で資格喪失した12人全員が当該期間の被保険者記録が無く、これら全員について社会保険事務所（当時）が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が31年1月5日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年9月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38年3月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から39年2月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 26 日から 39 年 3 月 26 日まで

私は、昭和 39 年 3 月 25 日までA社B支店に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は 38 年 3 月 26 日の資格喪失とされている。同社からも、間違っ
て届出が出された内容の資料をもらっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失
確認通知書によると、申立人の同社B支店における厚生年金保険被保険者資格
の喪失日は、昭和 38 年 3 月 26 日と記載されている。

しかし、C健康保険組合からA社B支店に送付された申立人に係る健康保険
被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の同社における健康保険の資格喪失
日が昭和 39 年 3 月 26 日と記載されていることから、申立人は、申立期間にお
いて同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日
については、当時のA社B支店の事務担当者が、本来、昭和 39 年 3 月 26 日
を喪失日として届け出るべきところを、38 年 3 月 26 日と誤って社会保険事務所
(当時)に届け出たしまったものと思われる。同社同支店に在籍している途中で
給与から厚生年金保険料の控除を取りやめることはない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年2月及び同年10月の記録から、38年3月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から39年2月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年3月から39年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年6月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月24日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和24年4月1日に入社し、平成2年に退職するまで継続して勤務していたが、昭和28年6月24日に同社C支店から同社B支店に転勤した際の厚生年金保険被保険者記録に1か月間の空白期間がある。

保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された自己啓発手帳還元資料及びA社から提出された証明書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和28年6月24日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年7月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から同年12月まで

親に勧められて国民年金に加入した覚えがあるが、申立期間が年金記録に記載されていない。詳細は覚えていないが、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付したはずなのに、申立期間が国民年金に加入しておらず、保険料を納付していないとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和56年5月から同年8月までの期間は厚生年金保険被保険者とされていることから、申立期間に係る加入手続きはこの厚生年金保険被保険者資格喪失後の同年9月以降に行う必要があるが、申立人は、国民年金の加入手続きを行ったのは54年12月頃としており、その主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、加入手続き後に交付される年金手帳の受領、申立期間の保険料を納付した時期、場所、納付金額などについての記憶は無いとしていることから、申立期間の加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、第3号被保険者として、昭和61年11月4日にA市で払い出され、その被保険者資格取得日は厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年10月3日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続きが行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。これらのことから、申立人は、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立期間当時、夫は、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、加入手続時点からさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から61年3月まで

申立期間当時は大学生であったが、国民年金に加入していないと、障害を負った場合に、一生、障害年金が支払われず、大変な事になるという話を高校生の時から聞いていたため、20歳になるとすぐに国民年金に加入し、申立期間の大半の国民年金保険料はA社会保険事務所（当時）で毎年6月と12月にそれぞれ6か月分ずつまとめて前納し、最後の1回か2回のみB銀行C支店で保険料を納付したはずである。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社会保険事務所で国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料の大半については、同社会保険事務所で毎年6月と12月にそれぞれ6か月分ずつまとめて前納したとしている。

しかしながら、申立期間当時、社会保険事務所（当時）で国民年金加入手続を行うことはできなかった上、申立人の戸籍の附票によると、申立期間における住所地はD市E区であったことが確認できるところ、同区はA社会保険事務所の管轄区域外であり、同社会保険事務所では保険料を納付することはできなかったことから、申立人の主張には不自然な点がみられる。

また、申立人は、申立期間は学生であったとしていることから、国民年金の任意加入対象者であったところ、D市の国民年金被保険者に係るデータに、申立人の記録は存在しないほか、これまで申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの期間及び42年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年4月まで

私は、昭和36年ぐらいから国民年金に加入していたが、平成6年頃に社会保険事務所(当時)で、「国民年金の加入月数が短いので年金がもらえない。」と言われた。その後、加入手続を行ったA市に毎年1、2回国民年金の納付状況について照会したところ、回答書の内容が毎回違っていた。

申立期間の保険料を納付したことが分かるものは無いが、納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和36年4月から42年4月までの期間について、納付記録の訂正の申立てを行っているが、このうち、40年1月から41年3月までの期間は保険料納付済みとされている期間であり、同年4月から42年3月までの期間は申請免除期間である。このため、申立人に確認したところ、保険料納付済期間及び申請免除期間であることには異論はないとしていることから、これらの期間については納付記録を訂正する必要の無い期間である。

2 昭和36年4月から39年12月までの期間について、申立人は36年ごろに国民年金に加入したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号はA市で40年10月9日に夫婦連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金の加入手続を行い、国民年金制度が発足した36年4月1日に遡って国民年金の資格を取得したものとみられ、当該期間当時は国民年金に未加入であり、保険料

を納付することはできなかったと考えられる。

- 3 国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、上記2の期間のうち、昭和36年4月から38年6月までの期間については、既に時効が成立している上、申立人に係る国民年金被保険者台帳においても、加入申請届出前に消滅時効が完成していることを示す「出前消滅」の押印が確認できる。また、同年7月から39年12月までの期間については、国民年金手帳記号番号払出時点において、時効成立前であり、過年度保険料として遡って納付することは可能であったものの、国民年金被保険者台帳に「時効消滅」の押印が確認できる上、直後の40年1月から同年9月までの保険料が時効間際の42年3月8日に納付されていることが確認できる。これらのことから、上記2の期間は時効により、遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。
- 4 申立期間のうち、昭和42年4月については、直前の41年4月から42年3月までが申請免除期間であり、直後の同年5月から同年8月までが未納期間であることを踏まえると、当該1か月のみ保険料を納付したと推認することはできない。
- 5 申立人は社会保険事務所に無年金となる説明を受けた平成6年頃から、毎年A市に対し納付状況を照会したところ、その回答内容が毎回異なっていたとしているが、最後に受けた10年の回答書しか所持しておらず、それ以前の回答書とどのように異なっているか記憶していない上、同市に照会してもこの内容を確認することはできなかった。
- 6 申立人が申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの期間及び42年4月の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの期間及び42年4月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、40年1月から41年3月までの期間については、既に納付済みとなっており、同年4月から42年3月までの期間については、申請免除期間とされていることから、納付記録に問題は無い。

愛知国民年金 事案 2624

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から59年2月まで
私が学生で20歳になった頃に父親がA市で私の国民年金加入手続きを行い、加入後の国民年金保険料も父親が納付してくれていたはずである。父親からはいつ、どこで、どのように、いくら納付したのかは聞いていないが、卒業後に会社に年金手帳を提出した記憶があるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする父親は既に死亡していることから、申立期間に係る加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は基礎年金番号導入（平成9年1月）後の19年8月16日とされており、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムでは、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市においても申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していた記録は存在しないなど、申立人が申立期間において国民年金に加入していた事実を確認できない。このことは、申立人が所持している年金手帳に国民年金記号番号、国民年金被保険者資格取得及び資格喪失日の記載が無いこととも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、父親は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から61年3月まで

両親から直接聞いたことは無いが、私が20歳になった頃に両親がA市B区役所で私の国民年金加入手続を行い、婚姻（昭和54年3月）するまで国民年金保険料を納付してくれていたと思う。婚姻後の保険料は私が夫の分と一緒に郵便局で毎月納付していた。夫はこの間の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私のみが未納とされている。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る加入手続及び申立期間のうち昭和50年9月から婚姻前の54年2月までの保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親のうち父親は既に死亡しており、母親は高齢により聴取することができないことから、申立人の申立期間に係る加入手続及び申立期間のうち50年9月から54年2月までの保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間のうち婚姻後の昭和54年3月以降の保険料は夫の分と一緒に郵便局で毎月納付していたとしているところ、申立人は、当該期間の保険料額については覚えていない上、A市では、保険料の納付周期は、62年3月までは3か月ごとであったとしていることから、申立期間のうち54年3月から61年3月までの保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の加入手続は、昭和61年7月頃に行われ、この加入手続に際して資格取得日を遡って申立人の20歳到達日の50年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったものとみられ、この加入手続時期を基準とする

と、申立期間のうち59年3月以前は時効により保険料を納付することはできず、同年4月以降は過年度保険料として納付することは可能であったものの、申立人は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から55年2月まで

私は会社退職（昭和50年12月20日）後、どこの区役所で手続をしたか覚えていないが、国民年金の加入手続をしたことを記憶している。国民年金保険料は元夫が納付していたと思う。申立期間に国民年金の加入記録及び保険料を納付した記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職（昭和50年12月20日）後に国民年金の加入手続を行ったはずであるとしているものの、加入手続場所、加入時期及び加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無について覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続状況に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする元夫は、申立人の保険料納付については記憶していないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回払い出されており、1回目は資格取得日を昭和55年3月1日（元夫の厚生年金保険被保険者資格喪失日）として同年1月24日にA市B区で元夫と連番で払い出され、2回目は申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した62年12月25日を資格取得日として63年6月9日に同市C区で払い出されている。その後、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号は平成19年1月に基礎年金番号（2回目に払い出された国民年金手帳記号番号）に登録処理されていることが確認でき、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。元夫は申立期間においては、厚生年金保険被保険者（昭和48年12月から55

年2月まで)であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時点から当該期間を遡って国民年金被保険者資格を取得することはできず、1回目の申立人の資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を元夫が納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年6月まで

私は、国民年金加入手続及び保険料納付は行っていない。母親によると、国民年金の加入手続を行った覚えが無いのに、時期は覚えていないが、A市B区役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので郵便局で一括納付したと言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする母親は、A市から申立人に係る納付書が送付されてきて、同納付書により保険料を一括納付した記憶はあるものの、申立人の加入手続を行った記憶は無く、一括納付したとする納付対象期間、納付時期及び納付金額についても覚えていないとしていることから、母親の申立人に係る加入手続及び保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和63年4月1日として平成3年3月14日にA市B区で払い出されている。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、元年1月から2年3月までの保険料は過年度納付することは可能であった。しかしながら、i) 母親は、遡って納付したのは一度のみであるとしていること、ii) 同市の国民年金情報検索システムの納付状況欄を見ても申立期間は未納とされていること、iii) オンライン記録によると、申立人に対して3年8月27日に過年度納付書が作成・送付されており、この過年度納付書作成時期を基準とすると、元年7月以降の保険料は過年度納付が可能であり、申立

人の納付記録を見ると、同年7月以降は納付済みとされていることが確認できる。このことから、母親が送付されてきたと記憶している納付書は、3年8月27日に作成・送付された過年度納付書であり、母親は、この納付書により、元年7月以降の保険料を納付したものと推認でき、申立期間については時効により納付対象期間とはならず、母親は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月から同年6月まで

私は勤務先を退職（平成14年2月19日）後、申立期間の国民年金への切替手続及び保険料の納付を行ったかは覚えていないが、以前も国民年金への切替手続を行い、保険料も納付していたので、申立期間についても国民年金への切替手続を行い、保険料も納付していたと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続時の状況及び申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、共済組合被保険者資格を喪失した平成14年2月20日付けで未加入期間国民年金適用勧奨者とされ、同年12月に申立人に対して未加入期間国民年金適用勧奨状が送付され、15年8月26日には「勧奨関連対象者一覧」がA市に送付されていることが確認でき、申立人が申立期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。このことから、社会保険事務所（当時）から申立人に対して、申立期間に係る国民年金保険の第1号被保険者への再取得手続の勧奨状が送付されたものの、申立人は、当該手続を行わなかったものとみられる。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から45年8月まで

私は、会社退職（昭和42年10月20日）後、すぐにA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったので、未加入期間は無いはずである。国民年金保険料は、1か月3,000円ぐらいであったと思う。当初、集金人（国民年金推進員）に納付し、年金手帳に領収書のようなものを貼り付けていた後、納付済みのスタンプを押してもらっていた。その後、金融機関で納付するようになった。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、1か月当たり3,000円ぐらいを集金人（国民年金推進員）に納付し、その後、金融機関で納付するようになったとしているところ、i) 申立期間当時の保険料月額は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年12月までは、月額200円、44年1月から45年6月までは、月額250円、同年7月及び同年8月は、月額450円であり、申立人が納付したとする保険料月額とは乖離^{かいり}していること、ii) A市では、納付書方式（規則検認）による金融機関における払込みが開始されたのは、50年4月からであるとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付金額及び納付方法に係る記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和45年9月2日として同年7月18日にA市B区で払い出されており、これ以外に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この

ころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。夫は申立期間を含む昭和33年3月から平成18年7月までは厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時期から当該期間を遡って資格取得することはできない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となることから、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年10月まで

ねんきん定期便を見たところ、申立期間が未納と記載されていた。私は、申立期間当時、専門学校 학생であった。結婚(昭和61年11月)後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。その時に窓口職員から、国民年金保険料は2年分遡って納付できるとの説明を受け、59年10月からの2年間分を一括納付したが、納付方法及び納付金額は覚えていない。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料は遡って一括納付したとしているが、納付時期、納付方法及び納付金額について覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年11月29日にA市B区で払い出されていることから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って申立人が短期大学を卒業し、強制適用となった57年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この事務処理に際して、申立人は申立期間において専門学校 학생であったとしていることから、当該期間は任意加入の対象期間となり、制度上、当該期間を遡って加入手続時点から被保険者資格を取得することはできないため、61年4月1日に被保険者資格を喪失したこととし、婚姻し第3号被保険者となった同年11月*日を資格取得日とする事務処理が併せて行われたものとみられる。このことは、同市の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得欄には「資格取得 57年4月1日 種別 1 資格喪失 61年4月1日 資格取得 61年11月*日

種別 A」、受付記録欄には「受付年月日 61.11.* 受付書類名 取得 喪失」と記載されていることとも符合する上、申立人が所持する年金手帳の資格記録の記載内容とも一致する。このため、申立人は申立期間においては国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかつたとみられる。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4863（事案1308の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年 3 月 28 日から 41 年 7 月 26 日まで

前回の申立てについて、平成21年 6 月 3 日付けで脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けたが、納得できない。

私は、脱退手当金を受け取っておらず、当時の同僚の名前を新たに証拠として提出するので、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和41年 9 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年 6 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成21年 6 月 3 日付けの通知内容に納得できず、記憶する同僚の名前を新たな証拠として提出し、再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年 7 月 10 日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性

を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないということやうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いこと、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、脱退手当金を受け取っていないと主張し、記憶する同僚の名前が新たな証拠として提出されたが、当該同僚から申立人の脱退手当金の受給等に係る証言は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

私は、平成 11 年 11 月 30 日まで、A社にパート社員として勤務し、翌 12 月 1 日に、B社に転職した。A社に対して、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を同年 12 月 1 日にしてほしいと依頼していたはずなのに、同年 11 月 30 日と記録されているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は平成 11 年 11 月 30 日と記録されている。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の同社における被保険者資格の喪失日は平成 11 年 11 月 30 日として社会保険事務所（当時）に届け出られている（同年 12 月 10 日社会保険事務所受理）ことが確認でき、この資格喪失日は、オンライン記録と一致している。

また、A社から提出された給与情報により、申立人の勤務時間は、平成 11 年 9 月頃から申立期間当時にかけて大きく減少していることが確認できるところ、当該給与情報による申立人の給与総支給額とC社から提出された預金元帳に記載された給与振込額との差額から勘案して、申立人は、申立期間（同年 11 月）の給与から厚生年金保険料が控除されていないものと考えられる。

さらに、A社は、「申立人については、申立期間当時、パートからアルバイトに身分を変更し、労働時間が週 20 時間未満に減少したために、被保険者資格を喪失させたものだ。また、当時、申立人から、資格喪失日を 12 月 1 日にしてほしいと言われていたのかどうかについては分からない。」と回答してい

る上、同社の社会保険関係事務を担当していた社会保険労務士は、「申立人の勤務時間が大きく減少したために被保険者資格を喪失させたものだ。申立人が、当時勤務していた店の店長から、申立人の今後の勤務形態を確認するとともに、申立人の意向を確認してもらった上で、被保険者資格の喪失処理を行ったはずだ。間違った事務処理は行っていないはずだ。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月20日から40年5月30日まで
私は、申立期間において、A事業所にトラック運転手として勤務した。勤務していた期間に、助手が交通事故を起こしたこともある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA事業所の事業主の回答、及び申立人が述べる同事業所勤務当時の交通事故に関する新聞記事から判断して、期間は特定できないものの、申立人が、同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立期間当時のA事業所の事業主は、「当事業所は、厚生年金保険の適用事業所になったことはない。したがって、給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」と回答しているところ、申立期間において、当該事業主には、厚生年金保険の記録は確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた二人の同僚のうち、一人は死亡し、残る一人については連絡が取れないため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できないとともに、申立期間において、この同僚二人には、厚生年金保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月頃から 31 年 6 月頃まで

私は、申立期間において、A社に勤務し、B県にあった米軍キャンプ地内の物品販売施設で働いた。少なくとも、半年間は勤務したはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人が勤務したと述べるA社と同一名称の会社がB県C市において法人登記されていることが確認できる上、事業主の姓及び業務内容が申立人の記憶と一致していることなどから判断して、勤務した期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によれば、A社は、昭和49年10月*日に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

さらに、A社の当時の事業主については、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が確認できないとともに、申立人が名前を挙げた同僚は、いずれも姓のみの記憶であるため同人を特定できず、周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月頃から同年9月頃まで
② 昭和60年3月頃から同年10月頃まで

申立期間①については、A社に勤務していたが、未成年であったためよく分からないままに、私の親が、私の年金手帳と健康保険証を同社に返却した記憶がある。また、申立期間②については、B社が経営するC支店に勤務していた。

申立期間①及び②について、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主及び申立人が名前を覚えていた当時の同僚が、いずれも申立人を記憶していることから、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、当該期間後の平成9年8月1日であり、同社が当該期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の事業主は、「関係資料は保管していないが、当時、当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録によれば、A社の事業主及び申立人を記憶していた同僚は、当該期間当時、いずれも同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

申立期間②について、B社の元事業主が申立人を記憶していることから、期間を特定できないものの、申立人が同社C支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該事業主は、「当時、申立人については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、当該期間にB社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「申立人のことは記憶に無い。私は、勤務してすぐには厚生年金保険に加入していない。」と証言していることから、同社では、入社と同時に従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがえる。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4876

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 13 日から 12 年 1 月 1 日まで

私は、平成 11 年 9 月 13 日に A 社に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、12 年 1 月 1 日より前の被保険者記録が無いことが分かった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元事業主の証言、及び同社退職後に就職した B 社等に申立人が提出した履歴書により、申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことがわかる。

しかし、当該事業主は、「申立人を、すぐには厚生年金保険に加入させず、3 か月から 4 か月ほどたってから加入させたと思う。」と証言している。

また、A 社の社会保険事務を担当していた社会保険労務士事務所では、「当時の賃金台帳等は保管していないが、厚生年金保険被保険者資格を取得していない者の給与からは、保険料を控除していない。」と回答している上、同事務所が作成した同社の社会保険被保険者一覧表に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によれば、申立人の A 社における資格取得日は、平成 12 年 1 月 1 日であり、オンライン記録の資格取得日と一致している。

加えて、オンライン記録により、申立人は、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日である平成 12 年 1 月 1 日の翌日まで、申立人の父親の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月頃から 28 年 5 月 1 日まで

私は、A事業所を退職後、Bクラブにバーテンとして勤務し、その後、CクラブやDクラブへ転属し、昭和 33 年 7 月 16 日まで働いた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚が、「申立期間当時、申立人と一緒に働いていた。」と証言していることから、申立人が申立期間においてBクラブに勤務していたことはうかがえる。

しかし、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日保発第 51 号）により、同年 7 月 1 日以降、非軍事的業務に使用される者は、PX（物の販売事業）に使用される者を除き、厚生年金保険の強制被保険者として取り扱わないこととされていたところ、申立人は、「進駐軍施設の中でバーテンとして勤務していた。」と主張していることから、同通知に基づき、厚生年金保険の適用対象者ではなかったものと考えられる。

また、申立人が記憶している同僚二人は、同通知に基づき、いずれも昭和 26 年 7 月 1 日に一旦厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、申立人と同日の 28 年 5 月 1 日に改めて同資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月27日から35年8月21日まで

私は、昭和33年12月21日にA社に入社し、36年2月26日まで、義兄と一緒に同社に勤務した。B台風(34年上陸)の時には、風雨が強くなって帰宅できず、同社に一泊したことを記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある社員が申立人を記憶していることから、時期は特定できないものの、申立人が申立期間に同社で働いていたことはうかがえる。

しかし、別の社員は、「当時、A社内では、正社員以外にも外注の下請の組に所属して働いている者がおり、申立人は、下請の組の一つに所属していたと思う。」と証言しているほか、別の下請の組の親方は、「昭和33年12月頃、申立人が所属していた組の親方は、正社員になったと記憶しているが、親方の方が実入りが良いことから、その後、下請に戻った可能性がある。」と証言している。

また、申立人と同じ組に所属していたと社員等が記憶している組員二人には、A社の厚生年金保険被保険者記録が無い上、このうち一人が、「昭和35年6月頃、当該下請の組に入って、給料をそこからもらっていた。」と証言していることなどから、申立期間当時、申立人は、既に下請の組に所属していたことがうかがわれる。

さらに、A社は、申立期間当時の関係資料は保管しておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の取扱いについて確認することができない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和34

年1月27日に一旦資格喪失し、35年8月21日に再度資格取得しており、当該記録は、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者とならない期間であることから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

私は、申立期間当時、A社B支店に勤務しており、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていた。しかし、当該期間については、賞与支払届が提出されていなかったとのことなので、当該期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人は、当該賞与の支給日（平成18年7月10日）の翌日の同年7月11日に、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者とならない期間であると認められる。

一方、厚生年金保険の被保険者期間については、厚生年金保険法第19条第1項の規定により、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、当該被保険者期間に係る保険料については、同法第81条第2項の規定により、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、当該賞与の支給月である平成18年7月は、申立人が厚生年金保険被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から53年4月1日まで

私は、高校卒業の1年後、昭和52年4月からA事業所の賃金職員として1年間勤務した。

健康保険証をもらった記憶もあり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所における在職証明書及び人事異動通知書、並びに同事業所から提出された人事記録により、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所は、「申立期間当時の資料について、人事関連資料以外は無い。」と回答しており、申立人の申立期間に係る同事業所での保険料控除について確認できない。

また、賃金職員としてA事業所に申立人と同時期の昭和52年4月から勤務したとする同僚は、「賃金職員として勤務したが、勤務当初、厚生年金保険に加入していなかったと記憶している。」と証言している上、同事業所の保管する資料及びオンライン記録により、申立期間当時に賃金職員として勤務が確認できる当該同僚を含む12人の厚生年金保険被保険者資格取得時期を確認したところ、いずれも採用時期と資格取得時期が異なっている、又は資格を取得していないことが確認できることから、申立期間当時の同事業所では、賃金職員として勤務していた全ての者に対し、被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間におけるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4881 (事案 479 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 31 日から 41 年 2 月 1 日まで

A事業所倒産後、同事業所の紹介により翌日からB社に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 10 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

新たな資料等はないが、どうしても納得できないので、同僚に確認するなど、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言から判断すると、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことまではうかがえないこと、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主や事務担当者は既に死亡しており、申立期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、申立人と同様に入社から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているとする同僚の証言があること等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、申立期間と一緒に勤務していた同僚3人について、再度調査してほしい。」と申し立てている。

しかし、申立人が名前を挙げた当該同僚3人に再聴取したところ、このうち1人は、「申立人とは1年も一緒に勤務しなかった。」と証言している上、他の2人も、「申立人を覚えているが、勤務期間は、はっきり覚えていない。」と証言するのみで、申立内容に係る具体的な証言が得られなかった。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人の資格取得日は、当初、昭和41年4月1日と記録されていたところ、その後、同年2月1日に訂正されており、当該訂正後の取得日は、オンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚は、いずれも「当時のB社の従業員は30人ほどであった。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間当時の被保険者数は18人であることから、B社は、全ての従業員について入社後すぐに厚生年金保険被保険者資格取得の届出をする取扱いをしていなかったものと考えられる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 2 日から同年 5 月 25 日まで
② 昭和 28 年 7 月 18 日から 32 年 5 月 27 日まで
③ 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 10 月 6 日まで

厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、脱退手当金を受給したことになっていることを知った。脱退手当金を受け取っていないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 10 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 8 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に支給記録が確認でき、そのうち 7 人が資格喪失日から 2 か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月半後の昭和 36 年 1 月 24 日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 21 日から 34 年 2 月 4 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

申立期間は、A社に勤務し、B社の下請の電気工事に従事していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後に申立人が勤務したC社が保管している申立人の社員経歴書に、昭和31年4月から42年3月までA社に勤務していたと記載されていること、同社の複数の同僚が、「申立人は申立期間にA社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間①及び②において同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び②において適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社の複数の同僚も、申立人と同様に、申立期間①と②の間の期間にB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、申立期間①及び②については、同社に転籍した者を除き、被保険者記録が確認できない。

さらに、当該同僚の一人は、「B社の被保険者記録がある期間も給与はA社からもらっており、給与から保険料は控除されていなかったと思う。申立期間も一緒だと思う。同社に勤務していた期間のうち、B社の被保険者記録がある期間と無い期間がある理由は分からない。」と証言している。

加えて、A社は、昭和45年9月16日に適用事業所ではなくなっており、59年12月*日に解散、当時の事業主は死亡しており、申立人が名前を挙げた同僚の多くが死亡又は連絡先不明である上、B社は、「当時の資料は無く、厚生年金保険の取扱いについては不明。」と回答しており、申立人の申立期間①及

び②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4884

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月7日から同年4月26日まで
じん肺管理区分決定申請書に記載されているとおり、A社に昭和43年1月7日から勤務しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び申立人から提出されたじん肺管理区分決定申請書の記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社から提出された社員名簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票などにより、同僚の入社時期及び厚生年金保険被保険者資格の取得日を確認したところ、申立人と同様に、入社から数か月後に被保険者資格を取得している同僚が複数確認できることから、申立期間当時、同社では必ずしも入社と同時に被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険に関する資料等はなく、当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している上、申立期間当時の事業主は死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月23日から同年11月26日まで
② 昭和60年2月26日から同年4月15日まで

私は、昭和59年4月23日から61年4月15日までA事業所で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私は、育児休業の職員の代理で、1年間の臨時社員という契約だったので、途中で辞めることは、あり得ない。

厚生年金保険料が控除されていたことを証明する資料は無いが、勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間においてA事業所の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚の一人は、「時期は定かでないが、申立期間当時、申立人は一度退職し、再度入社した。」と証言している。

また、複数の同僚は、「A事業所は、6か月以上継続して勤務することができないルールになっており、6か月を経過した場合は、一度退職し、1か月後に再入社することになっていた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、複数の同僚についても、ほとんどの者が6か月以内で資格喪失しているか、6か月記録が継続した後1か月空白があり、再度6か月記録がある状態となっていることが確認できる。

さらに、A事業所の現在の事務担当者は、「申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っていない。当時の事務担当者も不明である。」としており、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できない。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、A事業所において、昭和59年4月23日に資格取得し、同年10月22日に離職していることが確認できるところ、この記録は厚生年金保険の記録と符合している。

申立期間②について、申立人の夫の健康保険組合の記録によると、申立人は、昭和60年3月1日付けで夫の被扶養者になっていることが確認できる。

また、A事業所の診療記録によると、申立人は、昭和60年3月20日に夫の健康保険証を使用して、診療を受けていることが確認できる。

さらに、上述のとおり、A事業所の事務担当者及び複数の同僚に聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態等について証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4886

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 20 年 5 月末日に退職したが、厚生年金保険被保険者資格喪失は、同年 5 月 31 日の資格喪失日で届出がなされた。22 年になって誤りが分かり、A 社は年金事務所で変更手続を行ったが、時効により厚生年金保険料は納付できず、厚生年金保険の給付額に反映されないので、申立期間についても厚生年金保険の給付対象期間に入れてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された源泉徴収票、B 市から提出された給与支払報告書、及び申立人から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、平成 20 年 5 月 31 日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社からの記録訂正に係る届出に基づき、平成 22 年 7 月 27 日付けで、20 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日に記録が訂正され、申立期間が厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されているところ、申立人は、当該期間についても厚生年金保険の給付対象期間とするよう主張している。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人から厚生年金保険料を源泉控除していた事実がある場合であるとされているところ、A 社から提出された給与明細書及び源泉徴収票、並びに B 市から提出された給与支払報告書によると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 6 日から 52 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間当時、脱退手当金制度を承知しておらず、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金支給記録に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 52 年 2 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。